

タイにおける問題点と要望

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
1 外資参入規制	日機輸	(1)	サービス業外資参入規制	<p>・外国人事業法による、外国企業のサービス業への参入制限が残存する。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 電機・機械製品などの製造販売のみでなく、有料メンテナンスサービスなどのサービス業を同時に行うことは外国企業(株式数の過半数を外国人または外国企業が占める会社)は不可。 - エレクトロニクス業界では、ハードの差別化に加え顧客サービスの優劣が重要な競争要因であり、サービス分野の外資出資比率規制により顧客の利益が損なわれている。 <p>(継続)</p> <p>・タイの会社に外国籍企業(タイにある企業を含む)がタイで技術指導を行い対価を得る場合、外国資本の参入を規制する外国人事業法により、ライセンスを取得しないと活動できない。</p> <p>(継続)</p> <p>・外国人事業法という法律があり卸売、小売、サービスは原則として外資に対して規制がある。これにより弊社の場合は</p> <ul style="list-style-type: none"> 卸売の許可を取る為、資本金を必要以上に大きくしている 小売は許可を取るの難しいので行っていない サービスの許可は、個別に監督官庁から取っている為、手続きに時間、費用が多くかかる、等の問題が出ている。 	<p>・外資規制の即時撤廃。</p> <p>・規制緩和。</p> <p>・規制緩和に向けた働きかけをお願いしたい。</p>	<p>・外国人事業法</p> <p>・Business Act B.E. 2542</p>
	日機輸	(2)	工場拡張規制	<p>・ゾーニング法により、工業団地外にある製造会社では、敷地内であっても、工場の拡張が認められない。</p> <p>(継続)</p>	<p>・ゾーニング法の基準見直し。</p>	
	日機輸	(3)	スクラップ業の役員のタイ語読み書き能力要件	<p>・スクラップ取引を行うためには、監督官庁であるMinistry of InteriorからAntique Licenseを取得する必要がある。しかしながら同省によれば、その要件として当社の役員がタイ語の読み書きができなければならないとされており、事実上参入不可能。</p> <p>(継続)</p>	<p>・金属資源の再資源化はタイにとっても重要であるところ、タイ語の読み書きができない役員を擁する外国企業が事実上参入できないような規制又は運用の緩和。</p>	
2 国産化要請・現地調達率と恩典	日機輸	(1)	自己資本規制	<p>・減税等の恩典を受けるためには、当該投資の負債と登録資本金の比率が3:1以内でなければならないという条件がある。</p>	<p>・当該規制の撤廃あるいは緩和して頂きたい。</p>	<p>・タイ投資委員会</p>
6 外資優遇策の縮小	日機輸	(1)	クラスター制度への変更によるBOI投資優遇措置の縮小	<p>・2015年より、新投資優遇制度(クラスター制)が運用開始となった。電機産業の新投資プロジェクトにとって新制度は、従来のゾーン制で享受していた優遇措置に比べ大幅に低いものとなっている。</p> <p>(継続)</p>	<p>・既進出企業/新投資への、従来恩典継続を加味した奨励策への見直し。</p>	<p>・投資委員会布告第2 / 2557号 第10/2558号</p>
7 外資法運用手続	日機輸	(1)	投資優遇制度の複雑さ	<p>・タイ投資委員会(BOI)の「投資奨励法」及びその改正法に加え、「特定産業競争力強化法」や「EEC法」があったりと、法・制度体系が複雑過ぎてわかりにくい。</p>	<p>・個別案件毎のBOIへの相談が前提としても、ある程度事前に制度利用の是非が検討できるよう、分かり易いパンフレット等を作成する等工夫して欲しい。</p>	

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
8 投資受入機関の問題	日機輸	(1)	BOI特典での輸入承認手続の遅延	・BOI特典付きの設備輸入には、申請からBOIの承認まで時間(実働30日以上)がかかる。そのため、BOIで承認されていない設備や部品は、BANK GUARANTEEまたはキャッシュで関税、VATを一旦払い、後から還付というフローになっている。 Paperless Systemの運用開始により、一部の輸入品(治工具や金型など)は承認リードタイムが短縮された。 (継続)	・電子化/簡素化してほしい。 ・承認までのプロセスを迅速化して欲しい(30日以下)。 ・設備輸入/関税還付手続きへのPaperless System導入。	・BOI特典での輸入手続き運用
	日機輸	(2)	長期間を要するBOI廃却審査	・BOI特典を利用して輸入した部品や設備を不具合などの理由で返却輸出する場合、BOIの承認までに実働15日程度かかる。	・電子化/簡素化してほしい。 ・承認までのプロセスを迅速化して欲しい。 ・Paperless System導入。	・BOI特典での返却手続き運用
	日機輸			・BOI特典を利用した部品、設備等を廃却する場合のBOIの承認までの時間が実働30-45日かかる。	・電子化/簡素化してほしい。 ・承認までのプロセスを迅速化して欲しい。 ・Paperless System導入。	・BOI特典での廃却手続き運用
9 輸出入規制・関税・通関規制	時計協	(1)	高輸入関税	・クロックの関税は20%で高率である。 【参考】ウオッチの関税は5%。 (継続)	・関税率の低減及び撤廃。	
	日機輸	(2)	関税分類の恣意性	・液晶モニター(IDP/IWB)の輸入通関において、従来より、分類「その他カラーモニター(8528.59.10.000 / 関税20%)」で輸入通関中。WCOのHSコード改定(HS2017)後、新設された分類「PCに直接接続でき、それと共に使用するよう設計されたモニター(8528.52.00.000 / 関税0%)」での輸入通関に取組み中。	・関税分類のルールに則った適正な関税分類になるように働きかけて頂きたい。	・WCO(世界税関機構)のHSEN(関税分類解説)の通則(1、6)
	JBMIA	(3)	WTO情報技術協定(ITA)不履行	・我が国を初め、EU、米国等がITA付属書B該当製品として無税通関しているデータプロジェクターに対して、高関税を賦課している。	・ITA付属書Bの記述内容に沿った無税通関を実施して頂きたい。	・ITA付属書B ・WTO DS376 ・GATT第2条
	電線工	(4)	関税分類の事前教示の遅延	・事前教示制度(事前にHSコードを税関担当者に判断頂き、お墨付きを頂く)はあるものの、時間を要する(最低2ヵ月)。また証明書の有効期限は2年と短い。	・判定のできる限りの自動化・有効期間の延長を求めたい。	
	日機輸	(5)	課税価格へのロイヤルティ上乗せ	・関税額を決める際、契約上はロイヤルティが生じないのに、ロイヤルティが生じたとみなした上で課税価格を決められている。同じ契約内容でも、他国ではロイヤルティが生じたとみなされていない。 (継続)	・WTO協定に照らし、ロイヤルティを課税価格に含めるべきかを適切に判断してほしい。	・WTO関税評価協定
	JEITA	(6)	輸入関税の課税対象の恣意的な変更	・タイ販売会社が保税倉庫に積んだ製品を、タイ国内の取引先に販売する際、保税倉庫への搬入時と、保税倉庫から引き出す際の換算レートの違いから、大きく為替が動いた場合、輸入価格の方が得意先への販売価格よりも高くなってしまい、逆ザヤが生じてしまう。これに対して、タイ税関から輸入価格に対してVATを課す旨の連絡を受けたので、当該処理に対する法的根拠の明示を求めたが、拒否された。代わりに、逆ザヤが生じている	・THBへの換算レートに関して、過去のレートを恣意的に適用することはやめて欲しい。もしタイ国内法により、認められた正当な行為ならば、当局の公式見解として、明示して欲しい。 ・出荷ごと、アイテムごとの輸送費実費計	

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9				<p>限り、通関を止めるという対抗手段を取られた。 更に、タイ税関はCIFを基準としているため、輸入価格に含まれる輸送費を計算する際、すべての出荷ごと、アイテムごとに実費を計算するよう要求された。 そこでタイ販売会社は、輸入価格の調整及び輸送費の計算に非常に多くの手間を取られている。 (内容、要望ともに変更)</p>	<p>算は、実務上困難であり、一定期間に要したTotalの輸送費の平均値を輸送費としてみなして欲しい。</p>	
	日機輸	(7)	税関の報奨金分配制度の弊害	<p>・タイの通関でBP/IBP制度が存在しない為、暫定価格での通関後の最終価格への修正で過大なペナルティーを要求される。 且つ、調査期間を不必要に延ばすことで延滞金利を多く徴収された。(報奨金分配制度による悪影響がある)。 (継続)</p>	<p>・BP/IBP制度の導入。 ・報奨金分配制度の廃止。</p>	<p>・新関税法</p>
	日機輸			<p>・事後調査は未受検だが、輸入時に許可されたHSコードが事後調査時の調査官の恣意的な判断で覆され、莫大な追徴課税を受けたことを複数のフォワードヤーや取引先から聞いている。実際に被害を受けていることが分かっており、今後の事後調査が不安である。 (継続、要望一部削除)</p>	<p>・税関の信頼性・制度の透明性を高めるため、事後調査時の調査官の報酬制度は止めて頂きたい。</p>	
	日機輸			<p>・税関担当官の恣意的な判断により不適切に高い関税を徴収される。(担当官によって判断が異なる場合ある。) 背景に関税納付漏れとなった場合、税関職員の給与補填的な側面を持つ報奨金分配制度がある(2017年11月に関税法が改正され、報奨金の減額等を含む内容であったが、報奨金分配制度自体は残っている)。 (追加)</p>	<p>・通関当局の判断の統一。 ・報奨金分配制度の廃止。</p>	<p>・関税法</p>
	電線工			<p>・17年度ネットワーク機器の輸入HSコードで間違いが指摘された際、過去の国際判例から当社申告のHSコードに間違いがあり、該当費目の追徴課税及びその輸入消費税THB3M(10万円)の支払いを要求されたが、その処置について、税関担当者より罰則金額のコメントが異なったこと、関係者間をたらい回しにされたなど時間を要した。また、当該案件の検査官に報奨金として1/3が支払われるなど、国としての制度の運用に問題がある。</p>	<p>・制度運用の適正化。</p>	
日機輸	(8)	中古設備輸入手続の煩雑	<p>・タイ国内で手配出来ない設備において、中古設備の輸入手続きが煩雑である。 既に申請はシステム化が実施され、簡素化されている。 (変更)</p>	<p>・タイ国内で手配出来ない設備の場合、輸入手続きの簡素化。</p>	<p>・投資奨励法第28条または第29条</p>	
日鉄連	(9)	アンチ・ダンピング措置の濫用	<p>・2003年3月10日、ステンレス冷延鋼板へのAD税賦課(日本、韓国、台湾、全EU)。 2008年3月13日、ステンレス冷延鋼板サンセットレビュー開始。 2009年3月19日、上記サンセットレビューの結果、措置継続を決定。 2014年3月18日、上記ADの2回目のサンセットレビュー開始。 2015年2月25日、DFTがクロの最終決定を公示。 (継続)</p>	<p>・措置の廃止。 ・措置長期化に反対。</p>		

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9				3年目：(2016年6月7日～2017年6月6日：21.13%) 2016年10月3日、延長レビュー開始。 2017年6月6日、DFTが措置延長の最終決定。 1年目：(2017年6月7日～2018年6月6日：21%) 2年目：(2018年6月7日～2019年6月6日：20.87%) 3年目：(2019年6月7日～2020年6月6日：20.74%) 2016年1月26日、合金鋼H形鋼へのSG調査開始。 2016年12月9日、重要事実の開示。 2017年1月27日、最終決定の官報が告示された。概要は以下の通り。 2017年1月28日～2018年1月27日：31.43% 2018年1月28日～2019年1月27日：31.05%。 なお、発展途上国、再輸出向け、特定のグレードなどを対象とした適用除外が設けられた。 (追加)		
	フル工 自動部品	(11)	煩雑で遅い JTEPA適用申請 審査	・JTEPAは関税免税適用申請審査が遅く、手続き遅れによる節税機会損失が発生。	・審査の迅速化。	
	日機輸 日農工	(12)	EPA特定原産地 証明書の取得手 続の煩雑・不透明	・産業車両のEPA適用は手続きが煩雑で、コスト・人手・時間を考慮すると、利用は非現実的。EPAを結んではいるものの、適用のハードルは日本側が一方向的に高い。 ・特定原産地証明書を発行する際に、書類に船名の記載は義務付けられていないが、2016年に発効した証明書にその記載がない為に、現地で未だに関税の還付を受けられずにいる。	・フォークリフトのEPA利用の手続きの簡素化(主要部品のみでの証明に留めるなど)。 ・必須項目の記入を全て満たした書類に対して、輸入税還付の公平な判断をして頂きたい。	
	フル工 自動部品	(13)	BACK TO BACKルールの 適用規制	・日本製品をタイ(第三国)経由(一時保管)で対日EPA締結国へ輸出する際、EPA再適用と再輸出に関する規制あり。また、出荷は分割可能であるが、入荷数量と出荷数量をひも付管理のうえ、入出庫総数を1年間で一致のうえ、完了させる必要あり。そのため、EPA対象以外の国への柔軟な出荷ができない。	・在庫数と出荷数のイコール規制の撤廃。	
	自動部品	(14)	タイ側はJTEPA 特恵関税適用を 商社などの仲介取 引に対して認めない	・自動車シートのBRACKET類(HS8708)を商社経由で日本からタイへ輸出しているがJTEPAの特恵関税適用を受けられていない。 理由は、自動車製造会社、もしくは自動車部品製造会社により直接に輸入され、製造に使用される場合だけに限定されるため、弊社のように商社経由では特恵関税の適用を受けられていない。	・商社経由でも適用が受けられるようにしてほしい。	
	日化協	(15)	輸出専用農薬登 録に関わる規制	・タイ国内で輸出専用農薬登録を取得するためには、予め輸出相手国(例えばインド)での農薬登録の取得が必要。一方、輸出相手国の中には、そこで農薬登録を取得するためには、先にタイでの農薬登録取得を要求される国がある(例えばインド)。このため、どちらも登録が取れず身動きの取れない状態が続いている。	・タイ国内で輸出専用農薬登録を取得する時に、輸出相手国での農薬登録を不要とするよう制度改正。	
	日機輸	(16)	輸出規制該当品 の新ルール	・2019年1月より適用される新ルールとして、輸出する全点、該当・非該当のチェックをし、品目によってはDFT(海外貿易局)への申請手続きが必要だが、詳細運用が確立されていない。	・セミナー開催などによる企業側への詳細説明。 ・企業側が抱える問題点の吸い上げ。	・商務省告示

経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
10	自由貿易地域・経済特区での活動規制	フル工 自動部品	(1) FREE ZONE倉庫の保管ルール改正	・入庫から保管期限が2年間に改正され、FREE ZONE のメリットを阻害。商品の販売サイクルを考慮するとルールに一部抵触する恐れあり。延長が1年可能となる処置があるが、基準が明確になっていない。	・新ルール施行の1年前となる、2016年8月ごろに通達があったが、乙仲業者も認知できない状況であり、適用開始までの猶予期間が必要。さらに延長基準の明確化もお願いしたい。	
11	利益回収	日機輸	(1) 外貨送金手続の煩雑	・輸入時の申告書と共に外貨送金を銀行に依頼するため、送金手配が煩雑化。 (継続)		
12	為替管理	日機輸	(1) 外貨規制緩和措置と税務行政との不整合	・2010年に入り外貨規制緩和が発表され、基本的には改善の方向で動いているが、中銀による規制緩和と税務面での整合性がとれていないので、実質的にワークしていない。 (継続)	・国内外貨決済につき、中銀と税務当局が調整を行い、課税リスクを排除してほしい。 ・付帯条件のうちオペレーション上支障となりうる細則について、さらなる改善を求める。 為替管理： - 外貨講座の原資別口座管理規則の撤廃 - 国内外貨決済における下記条件の撤廃 輸出で得た外貨のある企業のみが以下支払可 実需確認資料の銀行への提出 歳入丁からの外資インボイス発行許可の取得	
13	金融	日機輸	(1) 銀行振込の振込人判別不可	・バイヤー等が銀行振込で当社宛に支払いを行った場合、当社側では通帳を見ても支払人が誰なのか判別不可。 (継続)	・業務効率化のため、銀行振込で振込人を判別できるような仕組み構築。	
		日農工	(2) イラン案件での着金手続き	・イラン向け三国間取引(タイ生産 日本 イラン)にて最終仕向地がイランの場合、イランから日本への着金後、生産国(出荷元)であるタイへ日本から商品代金を送ったがタイでの着金までにかなりの時間を要した。イラン案件であるがゆえにAMLO (Anti-Money Laundering Office) での審査となり、必要な書類が多く且つ、審査に時間がかかった。	・各国の関連規制に抵触しないことが明確である場合としての審査基準を設けて頂きたい。	・輸出貿易管理令 ・OFAC
		日機輸	(3) 会計制度	・連結で適用されているUS GAAP会計が認められておらず、またそこから簡便法で最終バランスだけを現地通貨にconversionすることも認められていないため、USD建て・THB建ての会計をそれぞれ別途に行う必要がある。	・会計制度の1本化して頂きたい。	
		日機輸	(4) Gearing ratio規制	・在タイ金融子会社にgearing ratioが課されており、短期借入金 ÷ 資本金の比率が7以下になるよう要求されている。	・同規制の撤廃して頂きたい。 ・gearing ratio規制が必要な場合は、タイ・トレジャリーセンター単独ではなく、タイにおけるグループ会社連結ベースで適用して頂きたい。	

経由団体: 各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14 税制	日鉄連	(1)	法人税務調査・更生の恣意性	・タイ投資委員会(BOI)認定企業(=非課税)の通関業務をコイルセンターが代行するケースでの追徴課税の発生した(法解釈の恣意性)。 (継続)	・追徴課税中止。	
	日機輸 日機輸	(2)	税法解釈の曖昧・不統一	・税務当局の税法解釈の相違や未熟さで、正規の税法が運用されないケースがある。 (継続) ・税法が曖昧であり、担当官の解釈により過年度の税務申告額の修正を求められる場合がある。 (継続)	・より詳細な税法制定と、担当官に左右されない均質な運用を求める。	・タイ国税法典第27条
	日機輸	(3)	突然の税制改正	・2016年、リース料に源泉税が突然賦課されることが発表されたが、施行まで一ヶ月程度しかなく、大混乱を来した。 (継続)	・税制変更等、影響が大きい制度変更については、十分な準備期間がとれるよう相当な時間的猶予の確保。	
	フル工 自動部品	(4)	先行き不透明な税制改正	・移転価格税制の文書化に関する法律は現時点で大枠は決まっているものの、税制改正の詳細や開始時期が未定。詳細、開始時期が決定してから実際の実施までのリードタイムが短いと噂されている。	・各社が準備するための時間を十分確保してもらえよう現地当局に要請頂きたい。	
	日機輸	(5)	高額な延滞金利(サーチャージ)	・過年度修正の場合には、納税延滞金として1.5%の金利(サーチャージ)が求められる。 (継続)	・サーチャージについては、修正内容に応じた利率設定を求める。	・タイ国税法典第27条
	JEITA	(6)	非居住者へのコンサインメント在庫要求	・得意先から、タイやインドネシアでのVMI(Consignment stock)在庫を持つよう要求されることが多いが、非居住者である場合、障壁や懸念が大きく対応できない。 AECの発足により、ヒト・モノ・カネの自由化を謳いながら、PEの問題であったり、外国企業に対する事業ライセンスであったり、障壁は残っており、各国国内法の整備が追いついていない。その結果、ASEAN域内でのより自由度の高いFlexibleな事業展開の足かせになっている。 (内容、要望ともに変更)	・AECやFTAといった国際的な枠組みに準拠した各国国内法の迅速な整備。	
	日機輸	(7)	高率の源泉税率	・取引から得られる所得に比べ、源泉税率が高すぎる。 従って、必ず税金の還付ポジションとなり、資金負担を含め負担が大きい。	・対象となる所得の範囲を絞る、又は、税率を下げる等の措置を希望。	
	日機輸	(8)	Special Business Taxの課税	・為替及び資金取引に対してVAT/SBT(Special Business Tax)がチャージされる。	・課税を撤廃して頂きたい。	・関税法
	日機輸 フル工 自動部品	(9)	長期を要する税還付	・税金の還付を受けるまでに長期間(1年以上)を要する。 (継続) ・VAT(付加価値税)の還付金の審査に時間がかかり、キャッシュの機会損失が生じている。(日本と異なり税務署から納税者への還付が遅れても延滞金は支払われない。)	・査定や事務手続きの簡素化、時間短縮化。 ・審査の迅速化。	
	日製紙	(10)	画一的なPE課税	・外国人が180日以上タイに滞在し、個人所得(給与・家賃)をタイ会社で支払う場合は、現地で納税義務が発生。回避するために、出張期間を短縮したり、日本側から直接家賃をTHB建てで毎月支払うなど対応が煩雑化。 (継続)	・180日以上滞在中であっても、出張ベースの滞在であれば適用外とするなど特例を認めてほしい。	

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14	日化協	(11)	原料を無償支給する際の税制及びその他法規制が不明確	・農薬(製剤品)をタイ農薬会社に委託製造し、全量をインド等の第三国に輸出している。現状その農薬の主成分(原体)を日本で製造してタイ農薬会社に有償支給しているが、タイ農薬会社の主成分の代金支払いの負担を軽減させるために、無償支給としたい。しかし、タイ国内では、原料の無償支給による委託製造の実績がなく、タイ農薬会社は無償支給を受け入れられない状況にある。	・タイでの委託加工貿易において原材料の無償支給した場合の税制及びその他の法対応の参考例の明示。	
	日機輸	(12)	会社清算手続の長期化	・事業終息した会社の清算がなかなか完了できない。	・税務手続きの早期化。	
16 雇用	日機輸	(1)	労働許可取得・更新の煩雑・遅延	<p>・査証申請手続き、就業許可、再入国許可申請が煩雑 < 煩雑さの例 ></p> <ul style="list-style-type: none"> - 日本国籍を持つ者の査証申請は東京の領事部でグループ会社社員による代理申請を行えるようになったが、外国籍社員の手続きは管轄の地方領事館で本人申請をしなければならない。 - 提出書面の会社推薦状に必要な押印の印章等が多い(社印、代表者署名、代表者印)。 - 提出書面の現地会社の登記簿の全頁に署名が必要。東京領事部で受け付ける日本国籍所持者については緩和されたが、地方領事館では同様の運用が残る。 - 登記簿の提出は同じ企業へ訪問する場合でも申請者全員が提出する必要がある。 - 名古屋名誉総領事館申請について登記簿の和訳又は英訳の添付が必要である。 - 名古屋名誉総領事館申請は、16日以上滞在はシングルのみ申請可であるがマルチプルエントリー(複数回入国)の申請できない。 - 就業許可(WP)の申請のたび、WP有効期間である半年ごとに英文卒業証明書の提出が必要となる。 - タイ投資委員会(BOI)に登録のない企業での業務は就労許可に1ヶ月を要し、一般的な出張者の滞在日数では許可が取得できない。BOIに登録のある企業は4日間で許可取得が可能であるが、滞在日数が短い出張者に適用出来ない。 - 労働許可の取得はタイ本国のみでの対応。日本での対応ができない。 <p>(継続)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外国籍社員の手続きも東京の領事部でグループ会社社員による代理申請が行えるようにして頂きたい。 ・必要となる押印の簡素化、例えば企業で権限を有する人事担当等の署名のみとして頂きたい。 ・登記簿に関し、東京領事部と同様に写し(コピー)の提出を持って地方の領事部でも受付られることを希望する。また、同一の会社での申請は会社を登録制にするなど、手続きの緩和を希望する。招聘状は原本ではなく写し(コピー)が受付けて頂きたい。 ・登記簿の全頁署名の簡素化をして頂きたい。 ・タイ語で記載している登記簿は翻訳不要として頂きたい。 ・地方領事部であってもマルチプルエントリーの申請を可能として頂きたい。 ・一定期間内にWPの取得歴がある場合には英文卒業証明書の提出を免除していただくなど緩和して頂きたい。 ・さらなる許可取得所要日数の短縮(即日等)を希望。 ・日本で手続きを、駐日本タイ政府機関でワンストップで取り扱って頂きたい。例えば駐日BOI事務所にて行えるようにして頂きたい。 	
	日機輸 日製紙	(2)	出張者の労働許可取得・手続きの煩雑・遅延	<ul style="list-style-type: none"> ・出張者と赴任者の現地での就労許可の申請手続きが同じである。 <p>(継続)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期間に複数回入国する際にビザ・労働許可書申請が求められる。申請から取得に要する時間が負担となっている。 <p>(継続)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・出張者の申請手続きを簡素化して頂きたい。 ・複数回入国する場合であっても、ビザ・労働許可書申請免除をお願いしたい。 	

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
16	日鉄連 JPETA 日製紙	(3)	外国人/現地人雇用比率規制	・駐在員事務所の外国人の人数が制限されている。 (継続) ・タイの駐在員事務所規則では、日本人駐在員1人に対して、タイ人1人の採用が義務付けられている。必要性に関わらずタイ人を雇用しなければならず、費用負担増となる。 (継続)	・制限緩和。 ・日本人1人対タイ人1人の比率を見直してほしい。	・駐在員事務所規則
	日化協	(4)	人件費の上昇	・最低賃金改正の施行や給与ベースアップにより人件費上昇は不可避。一方、低賃金の周辺各国のインフラ整備や技術力向上により、タイの会社の競争力低下の懸念の声が高まりつつある。	・適正なレベルの維持。	・タイ新労働保護法
	自動部品	(5)	労務問題	・労使交渉時に生産を人質にした高額なペア・賞与を要求される。毎年、労務費負担増。	・一企業での対応では限界あり。産業全体で取り組んで欲しい。	
	日機輸	(6)	エンジニア・管理職の人材確保の困難	・人事・経理・ITなどの管理者層、即戦力のエンジニアなどが慢性的不足。 (継続)	・国家をあげての人材育成取組み強化。	
	日機輸	(7)	有期雇用の限定	・有期雇用は、季節性、臨時性ある仕事のみ認められている。 (継続)	・柔軟な要員調整が保証される制度を確立して欲しい。	
17 知的財産制度運用	日機輸	(1)	知的財産権保護の不十分	・模倣品への政府の対処は、以前に比べると改善はされたもののまだ不十分。知財保護条約(PCT、マドプロ等)への加盟が進んでいない。 (継続)	・販売現場、製造工場、水際での取締の強化、厳罰化を望む。	
	日機輸	(2)	模倣品の取締り不足	・ハードだけでなく映画・音楽・ゲームなどソフトウェアの模倣品が依然として流通している。 (継続)	・ハードだけでなく映画・音楽・ゲームなどソフトウェアの模倣品についても、販売現場、製造工場、水際での取締の強化、厳罰化を望む。	
	日機輸	(3)	世界公知公用の未規定	・タイでは、新規性の要件として、出願前に発明が国内の公知公用でないことだけが規定されている。そのため、タイ以外の国では公知である発明が、タイでは特許権が付与されるという問題点があった。 (継続)	・世界公知公用の採用はグローバルスタンダードになってきており、最近では中国でも世界公知公用が採用されている。世界公知公用の採用を検討してほしい。	・タイ特許法5条、6条
	日機輸	(4)	自発的な特許分割出願不可	・審査官が複数の異なる発明があると判断した場合しか分割出願をすることができず、出願人は自発的な分割出願を行うことができない。 (継続)	・出願人が自発的に分割出願できるようにしてほしい。また、拒絶査定時、特許査定時にも分割出願できるようにしてほしい。	・タイ特許法26条
	日機輸	(5)	出願公開時期に関する規定の不備	・タイでは、出願公開時期の明確な規定がない。また、審査請求時期は出願公開公報発行日から5年以内と規定されている。そのため、出願した後に審査請求期限を容易に把握できない。 (継続)	・ほとんどの国で出願公開時期は出願日が基準として規定されており、更に審査請求時期も出願日基準になっている。出願公開時期を明確する規定の新設と、審査請求時期を出願日基準にする改正を検討してほしい。	・タイ特許法29条

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
19 工業規格、基準安全認証	日鉄連	(1)	鉄鋼製品への強制規格制限	<p>国内ミルの圧力により、規格制限。 1993年12月、棒鋼規格厳守化(TIS規格) 1998年5月、形鋼 " (") 1998年12月、線材 " (") 1999年1月、熱延鋼板類 " (") 2002年5月、冷延鋼板類 " (") 2008年9月、熱延鋼板TIS528(2548)が一部変更となり旧ライセンスは無効となる。 2008年12月、強制規格認証にあたり厳格な運用が開始。 (2009年1月26日に一度新規規定が公示発効され、即撤廃された後に、新たな製品検査規定が公示された) 2009年3月4日、上記規定発効。 2014年12月、TISIが一部品種(熱延、冷延鋼板)に対するミル監査の緩和。 2016年8月1日、(1回/1年 1回/2年)を官報告示。 2017年3月16日、TISIが輸入許可及びフォローアップのための監査基準と方法を2016年7月8日付で改訂、同年8月1日に発効。 2017年3月16日、形鋼に対する強制規格(TIS1227)が更新。 2017年3月20日、電気亜鉛めっき鋼板に対する強制規格が導入。 2017年6月19日、鉄筋用棒鋼に対する強制規格(TIS20)が更新。 (継続)</p>	<p>・制度の撤廃。 ・手続き(含む 除外制度)の明確化・簡素化。 ・監査工程の軽減。 ・監査回数の頻度軽減。</p>	<p>・工業規格法 ・各々の強制規格 ・製品検査規定</p>
	日機輸	(2)	煩雑で長期を要するTISI規格認証取得手続	<p>・TISI(タイ工業規格局)の認証取得における運用上の問題により、モデル毎の申請要、工場審査の手間、書類審査の所要時間が長い等で製品の生産、出荷に支障を来すこともある。かつコストも馬鹿にならない。 (継続)</p>	<p>・認証手続きの簡素化。</p>	<p>・外貨管理局規則 ・税務細則</p>
	日機輸			<p>・タイ工業規格(TIS)の係官の工場審査が義務付けられ、販売金額が少ない海外からの輸入品に対しても必要(費用対効果から一部商品は輸入を中止せざるを得ない)。 (継続)</p>	<p>・認証手続きの簡素化。</p>	<p>・外貨管理局規則 ・税務細則</p>
日機輸	(3)	低リスク製品の強制認証対象化	<p>・タイの電気安全規制では、個々の製品の安全リスクに関係無く、Royal Decree で公示されたTIS強制規格の対象製品が全て、強制認証の対象になっている。現在、AV機器の強制電気安全規格TIS 1195 の適用範囲が、AC電源駆動機器からACアダプタ・電池使用の低電圧DC駆動機器へ拡大されることが提案されている。低リスクの低電圧機器が、全て強制認証の対象になることにより、産業界の負担が増加することが懸念される。 改善なし (継続)</p>	<p>・電気安全規制における強制認証の対象範囲を強制規格とは別に規定して欲しい。 ・ACアダプタ・電池使用の低電圧DC駆動機器、または50V ac、または75V dc未満の低電圧機器は、低リスク製品として、規制の対象外として欲しい。</p>	<p>・Industrial Product Standards Act B.E. 2511 (1968)</p>	
21 土地所有制限	JTA	(1)	土地所有制限	<p>・原則外資保有が認められない為、売掛金担保として取る事ができない。</p>	<p>・規制緩和に向けた働きかけをお願いしたい。</p>	<p>・Business Act B.E. 2542</p>

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
22	環境問題・廃棄物処理問題	日機輸	(1)	環境保護の不十分	・タイでもWEEEが施行されようとしているが、詳細は依然不明。そもそも、ゴミの分別等の制度や、国民の環境意識も決して高くないタイで、新法の公平な運用が行なわれるのか、真面目に対応するメーカーの負担だけが増えるのではないかと、懸念あり。 (継続)	・WEEE法制化にあたっては、周到な準備期間を用意すること。 ・WEEE以前に、国民への環境意識の啓蒙、教育が必要。	
23	諸制度・慣行・非効率な行政手続	日機輸	(1)	官公庁提出書類へのサイン要求	・政府提出書類のコピー全てにサインが必要とされているため、時間がかかり非効率。 (継続) ・既に報告登録済みである身分証明書類を、書類申請の度に複写し各ページにサインの上添付しなければならない。 また、会社登録書類の複写の添付を求められる。その為、多大な事務工数を費やしている。	・効率化に向けて必要サインを限定する等の業務効率化。 ・基礎情報(会社・代表者身分)の管理を個別申請と分けて管理し、膨大な重複業務工数を削減してほしい。	
	フル工自動部品	日化協		(2)	タイ国内での農薬登録に関わる規制	・タイ国内で農薬登録を取得するためには、予め日本で農薬登録を取得する必要がある(Country of origin制度)。このため、日本で販売する予定のない農薬であっても、日本で登録を取得する必要があり、余分なコストが生じる。 ・タイ国内で農薬登録申請を行った後、当局による登録審査状況が不明瞭で、審査期間が異常に長い(同国の登録制度が適切に運用されれば、審査期間が2~3年になるはずだが、実態として5~7年を要している)。このため、生産および上市計画の想定が困難になり、事業活動に多大な支障がある。	・Country of origin制度の撤廃。 ・登録審査状況の明確化及び農薬登録審査機関の審査の適正化(迅速化)。
24	法制度の未整備、突然の変更	日機輸	(1)	法制度未整備下での輸入製品成分開示の運用開始	・2016年タイにおいて、新規物質届出制度が開始されそうだとの情報を得た。しかし、新規物質届出やそれに付随する既存物質インベントリー申請等を要求する正式な文書(法律、当局告示等)がないまま、運用が開始されているため、その対応に苦慮している。実際に、弊社タイ現地法人より、タイ当局からの指示とのことで、輸入製品の全成分開示を求められた。弊社にとって製品の処方は高度の機密情報であり、法律等が不明確なままこれらの情報を提供することは難しい。また、そもそも全成分を登録(開示)させるような届出は、他の諸外国には見られない。 改善なし (継続)	・法律の整備をし文書を発行(および法律を発効)してから運用を開始して頂きたい。 ・輸入する化学品の全成分を登録(開示)させるような義務は課さないで頂きたい。	・仏歴2535年 有害物質法 ・(施行予定不明)の新規物質届出を要求する規制
26	その他	日機輸	(1)	治水対策の不足	・2011年10月に発生した未曾有の大洪水に対し、政府の事前のリスク対策が不十分だったため、直接間接に甚大な被害を受けた。 (継続)	・被災企業への適切な支援策及び今後の抜本的治水対策の策定、実施。 ・タイ政府の治水対策は一応進んでいるようだが、マネージメントも含めちゃんと機能するのか不安もあり、今後も継続的な対策強化を強く要望したい。	

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
26	日機輸			<ul style="list-style-type: none"> 降雨量とダム放水次第では、工場運営に必要な水量の確保に影響が出る可能性もゼロではない。 (変更) 過去、大洪水による操業の一時停止あり。 治水対策がほとんどされていない。 雨季は、工業団地、居住地域近辺道路が冠水。 生産、輸送や通常生活に支障が出るケースあり。 	<ul style="list-style-type: none"> 水源となるダムの現在貯水量と放水量だけでなく、長期的な貯水量予測と放水計画、対策の見通しの発表。 各地域の行政にて、湯水の進捗段階別で想定されるリスクと対策を事前に整理し、先手を打った情報発信。 恒久的な治水対策の実施。 国家レベルでの治水対策。 	
	自動部品 自動部品					
	日機輸	(2)	洪水による保険料の高騰	<ul style="list-style-type: none"> 2011年の洪水により保険料が高騰している。政府や工業団地も治水対策は進めているが、毎年各地で洪水被害が発生し、多くの企業が事業存続のリスクを抱えて対策を講じなければならない。 (変更) 	<ul style="list-style-type: none"> 政府主導で治水・洪水の対策ならびに安価な洪水保険提供に期待する。 	
	自動部品	(3)	電力供給の不足・不安定	<ul style="list-style-type: none"> 予期せぬ停電や瞬断が年に何回も起こる。 自衛(自家発電及びUPSを設置)しないと生産活動に影響。 	<ul style="list-style-type: none"> 電力インフラの整備。 他国に依存しない電力供給。 	
	日機輸	(4)	不安定な政治情勢	<ul style="list-style-type: none"> 2006年以降、政府(体制)側と反政府(反体制)側の対立が表面化、激化し、主要施設(空港・道路など)の占拠、封鎖、デモ、クーデターなどが、しばしば発生し、生活上の安全や事業活動への支障を来してきた。 2014年5月以降は、軍事暫定政権が強権統治し、以降の表面的には治安は安定しているものの、2015年8月には爆弾テロ事件も発生。 2016年10月のプミポン国王崩御の際には、経済活動の大きな混乱や影響等はなく、王位の継承もスムーズに行われたが、依然として軍事暫定政権が継続、権力を集中しており、民主総選挙も2019年以降になる見通し。 基本の対立構造が変わらず、引き続き軍事政権が続いている状況で、不透明感は拭えず。 (継続) 	<ul style="list-style-type: none"> 政治の安定。 早期民主化、政治の安定。 	
日機輸	(5)	行政の腐敗	<ul style="list-style-type: none"> 汚職防止のための内部統制措置が義務化し、贈賄行為が厳しく規制されるようになったが、工場ライセンス申請の際、担当者から賄賂の要求があったという事例を聞いたことがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 収賄側も厳しく取り締まり、行政手続きの透明性を確保してもらいたい。 		